

掲載内容

序章

概説

- 第1 遺産分割後の諸問題
- 第2 相続に関する登記
- 第3 遺産分割における相続税申告

第1章

相続人の範囲の瑕疵

第1 共同相続人の一部を除外した場合

- 戸籍上の明らかな相続人を除外していた場合
- 相続人から相続分を譲り受けた者を除外していた場合
- 相続から廃除された者の子ないし孫(代襲相続人)を除外していた場合
- 相続人に胎児がいることに気付かなかった場合

第2 相続人でない者が協議に加わっていた場合

- 相続人の順位に変更がある場合(認知無効、親子関係不存在が裁判で確定し、遺産分割前に遡って相続資格が否定された場合)
- 相続人の順位に変更がない場合(遺産分割当時から既に相続人でなかった者に遺産が分割された場合)
- 共同相続人の中に行方不明者がいるため不在者財産管理人を選任して遺産分割を行ったが、不在者が被相続人の死亡前に死亡していたことが後に判明した場合

第2章

遺産の範囲の瑕疵

- 被相続人名義の不動産が遺産分割の対象となっていない場合(遺産の脱漏と一部分割)
- 被相続人名義の預貯金や現金が遺産分割の対象となっていない場合(遺産の脱漏と一部分割)
- 被相続人が親族名義で有していた株式が遺産分割の対象となっていない場合(遺産の脱漏と一部分割)
- 共同相続人の1人が相続財産中の株式を売却していたことが遺産分割協議後に判明した場合
- 遺産を隠匿した者がいることが判明した場合
- 遺産分割協議後に、被相続人に多額の債務があることが判明した場合
- 遺産分割調停調書に私道持分が漏れている場合

第3章

遺産の瑕疵

- 特定の財産が遺産でなかったこと(他人の所有であること)が判明した場合

- 取得した遺産の数量や面積が不足していた場合
- 遺産分割した土地について隣地所有者との間で境界争いが発生した場合
- 遺産分割によって取得した土地について、土壌汚染が判明した場合

第4章

相続分をめぐる問題

- 相続人の中に特別受益者がいることが判明した場合
- 遺産分割前に相続分が二重に譲渡されていたことが判明した場合

第5章

遺言をめぐる問題

第1 遺言の存在が明らかになった場合

- 遺産分割協議後に遺言書が発見された場合
- 遺言書の発見によって相続資格が変更される場合
- 共同相続登記後に相続人の1人に「相続させる」旨の遺言書が発見された場合
- 自筆証書遺言を隠匿した相続人がいる場合
- 遺言(遺言執行者の指定あり)の存在を知らずに遺産を第三者に処分してしまった場合

第2 遺言による遺産分割の有効性に問題がある場合

- 遺言の方式に問題があった場合
- 遺言能力に問題があった場合
- 公正証書遺言が無効であった場合

第3 遺言と異なる遺産分割を行った場合

- 遺言と異なる内容の遺産分割協議がなされた場合

第6章

遺産分割協議の瑕疵

第1 意思表示に瑕疵がある場合

- 仮装の遺産分割協議が行われた場合
- 詐欺・強迫によって遺産分割が行われた場合
- 遺産分割協議において錯誤があった場合
- 遺産分割協議において、遺産の総額について十分な情報が与えられていなかった場合
- 一部の相続人の意思が反映されていない遺産分割協議の効力

第2 代理権に瑕疵がある場合

- 親権者とその未成年の子との間で遺産分割協議が行われた場合
- 後見人と被後見人との間で遺産分割協議が行われた場合
- 相続権を有しない親権者が共同相続人である数人の子を代理して遺産分割協議を行った場合
- 親が成年の子の任意代理人と自己の親権に服する未成年の子の法定代理人となった場合

第3 詐害行為に該当する場合

- 遺産分割が詐害行為に当たる場合

第4章 遺産分割協議の存否に争いがある場合

- 遺産分割の合意が成立していない場合
- 相続開始前に遺産分割協議がなされた場合

第7章

遺産分割の調停又は審判の瑕疵

- 遺産分割の調停に瑕疵がある場合
- 遺産分割の審判に瑕疵がある場合(1)
- 遺産分割の審判に瑕疵がある場合(2)
- 鑑定から遺産分割審判までの間に、遺産に価格変動があった場合

第8章

遺産分割後の事情変更

第1 協議内容の変更

- 遺産分割を解除あるいは合意解除し、再分割する場合
- 土地の共有関係を解消する場合(共有関係を物件の売却により終了させる場合)

第2 相続人・相続権の変動

- 失踪宣告の取消しがあった場合
- 被相続人との協議離婚の無効を認める判決があった場合
- 被相続人との養子縁組が無効であるとの判決が確定した場合
- 認知の訴えが提起され、死後認知の判決があった場合
- 父を定める訴えにおいて被相続人の子とされた場合
- 母又は子の死亡後に母子関係が明らかになった場合
- 相続人である胎児が死産だった場合

第9章

相続人の債務不履行・不法行為

- 代償金の支払いを履行しない相続人がいる場合
- 遺産分割によって取得した不動産を引き渡してもらえない場合
- 父の遺産全部を長男に取得させたのに、母の面倒をみると約束を破っている場合

第10章

関連手続をめぐる問題

- 遺産分割によって取得した不動産の名義が被相続人の先代そのままになっている場合
- 勝手に特定の相続人の単独名義とされていた場合
- 遺産分割によって取得した不動産の名義が第三者になっている場合
- 不在者財産管理人が遺産分割した後に、不在者が出現した場合

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

Q&A 遺産分割後のトラブル対応

— 法務・登記・税務 —

編集 遺言・相続実務問題研究会
代表 藤井 伸介(弁護士)

遺産分割が終了した後に起こる
トラブルを解決するために!

- ◆遺産分割における協議・調停・審判がなされた後に起こりうるトラブル事例を取り上げ、適切な対応方法をQ&A形式でわかりやすく解説しています。
- ◆対応方法のポイントを表形式で掲げ、トラブル発生時における法務・登記・税務の留意事項を端的に示しています。
- ◆平成25年9月4日最高裁判所決定(婚外子差別違憲決定)及び同決定に伴う民法改正(12月11日公布)に言及した最新の内容です。
- ◆弁護士のみならず、司法書士、税理士、行政書士など、相続実務に携わる専門家にご利用いただけます。

A5判・総頁460頁
本体価格 4,800円+税
送料実費

電子書籍版も
発売!!

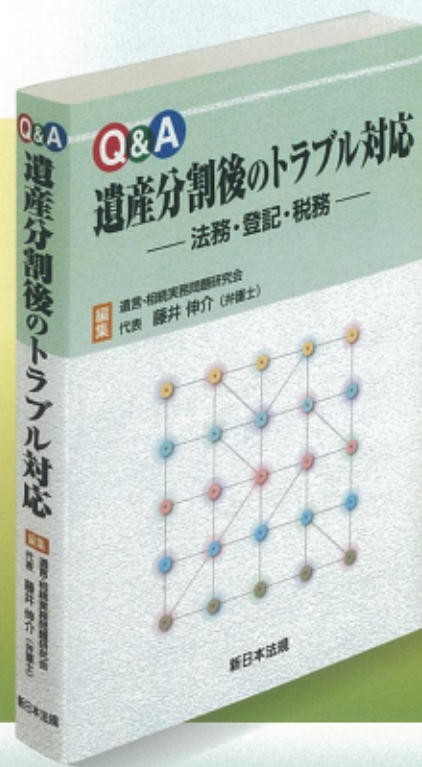
本

webショップからお申し込みいただけます。

新日本法規 Web で 検索

電子書籍版

(電子書籍版)
本体価格 3,900円+税



0120-089-339

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

創業1948年

新日本法規出版

組見本 (A5判縮小)

32 遺産分割協議において錯誤があった場合

Q 遺産分割協議において錯誤があった場合、その遺産分割協議は無効となるのでしょうか。

A 遺産分割協議についても民法95条本文により錯誤無効となり得ます。

ただし、遺産分割協議が和解契約としての性質を持つ場合、遺産分割の前提ないし基礎として争われていなかった事項につき、要素の錯誤がある場合に限り、錯誤無効を主張することができます。

ポイント

法務	① 遺産分割と錯誤無効 ② 遺産分割協議が和解の性質を持つ場合における錯誤無効の主張の可否 ③ 錯誤無効の成否
登記	④ 既に具備した登記の修正
税務	⑤ 錯誤により遺産分割協議が無効とされた場合における相続税の更正請求の可否

解説

1 遺産分割と錯誤無効

遺産分割協議も、財産上の契約である以上、相続人名

が合致した結果成立することになります。したがって、民法総則の意思の欠缺に関する規定が適用されることとなります。そして、相続人の1人がした遺産分割協議の意思表示が民法95条本文の規定により錯誤無効とされる場合には、遺産分割協議全体が無効となります。

相続人の1人がした遺産分割協議の意思表示が錯誤により無効とされるためには、意思表示の重要な事項に関する錯誤、すなわち要素の錯誤が必要です(民法95条本文)。「要素の錯誤」とは、錯誤がなければそのような意思表示を行わなかったといえる程度に重要な事項に関するものでなければなりません。

また、錯誤が重大な過失に基づくときは無効とはなりません(民法95条但し書)。

なお、意思表示をする動機に錯誤がある場合は、「動機の錯誤」と呼ばれ、判例上は意思表示の際にその動機が相手方に対して表示され意思表示の内容となっている場合に限り、民法95条本文の錯誤になると解されます(最判昭29・11・26民集8・11・2087)。

加えて、2で後述するとおり、遺産分割協議が錯誤無効となるかどうかを検討する場合、遺産分割協議特有の問題として、遺産分割協議が和解としての性質を持つかどうかを判断する必要があります。

2 遺産分割協議が和解としての性質を持つ場合と錯誤無効の主張の可否

遺産分割協議は、「紛争の存在」、「互譲」、「紛争終結の合意」といった要素を満たすものであることが多く、これらの全ての要件を満たす場合は和解契約としての性質を持つこととなります(民法695)。そして、和解契約が締結された場合には後に和解された内容と異なる事実が判明したとしても、争いとなり互譲の対象となった事項に関してはそれがたとえ真実と違ったとしてもそれで紛争を終結させることを合意し

うな和解契約の性質を持つ場合には、後日争いの対象となった事項に錯誤があることが判明したとしても、錯誤無効を主張することはできません。

一方で、和解契約であっても、和解の前提ないし基礎として争点化していなかった事項に錯誤があった場合には、錯誤に関する一般原則が適用されることとなります。したがって、遺産分割協議が和解契約の性質を持つ場合であっても、遺産分割の前提ないし基礎として争われていなかった事項について錯誤があるときには、錯誤無効を主張することができます。

また、ある相続人からの提案をそのまま呑み込んで、紛争の存在もなく、また、互譲もなのまま遺産分割協議が成立した場合には、このような遺産分割協議は和解契約としての性質を持たないこととなりますから、錯誤無効を主張することができると考えられます。

3 遺産分割協議が錯誤無効とされる例

遺産分割協議が実際に錯誤無効となるか否かは事案ごとに異なるといわざるを得ませんが、実務上紛争化する場面が多いのは、①前提となる法律関係についての錯誤がある場合と、②前提となる遺産の総額や評価について錯誤がある場合であるように見受けられます。いずれ

50 被相続人との養子縁組が無効であることが明らかになった場合

Q 被相続人の養子が遺産分割協議に参加し、各相続人の遺産の分割を全て終了しましたが、その後、効確認訴訟の判決で、養子縁組が無効であったことが確定した場合、どのように対応したらよいでしょうか。

A まず、相続回復請求により表見相続人の取得戻しをした上で、原則として、その取戻財産に一度の遺産分割を行えばよいのですが、事情によっては、ついで再度の遺産分割が必要になります。

さらに、再度の遺産分割に伴い、登記や税務申告のやり直しが必要になります。

ポイント

法務	① 相続回復請求 ② 表見相続人から取り戻した財産のみが小さい場合) ③ 再度の遺産分割(影響が大きい場合)
登記	④ 表見相続人からの取戻財産についての抹消登記 ⑤ 表見相続人からの取戻財産の移転登記 ⑥ 相続登記の抹消、新たな相続登記
税務	⑦ 相続税の再計算等

解説

1 相続回復請求

まず、真正な相続人は、表見相続人すなわち戸籍上相続人を呈している者に対し相続回復請求(民法884)を行い、同人の相続財産を取り戻すことが必要です。

(1) 相続回復請求権の消滅

相続回復請求は、真正な相続人が相続権を侵害された事実時から5年間で時効消滅します(民法884前段)。相続権を侵害を知るといのは、単に相続の開始又は表見相続人が相続を知ることではなく、自分が真正な相続人であるのに相続が

61 不在者財産管理人が遺産分割した後に、不在者出現した場合

Q 被相続人Aが死亡し、共同相続人としては妻と子2名であった。子のうちの1人が行方不明であったため、不在者財産管理人の選任を受けて、不在者財産管理人との間で遺産分割調停が成りましたが、その後、不在者が出現し、次のような主張をした場合どうなるのでしょうか。

- ① 自分が関与しなかった遺産分割は無効だと主張した場合
- ② 他方の子について特別受益があったと主張した場合
- ③ 不在者財産管理人に落ち度があったと主張した場合
- ④ 不在者財産管理人が保管する記録の開示を求めた場合
- ⑤ 遺産分割調停につき顛末報告書を作成することを求めた場合

A 不在者財産管理人選任審判が既に取り消されているか否かにかかわらず、不在者財産管理人が在任中にした行為の効力が覆ることは原則としてありません。

- べきでしょう。
- ⑤ 不在者財産管理人には、民法645条は準用されておらず、したがって、不在者本人に対して同条に規定された報告義務を負うことはなく、顛末報告書を作成すべき義務はありません。

ポイント

法務	① 不在者財産管理制度と遺産分割の必要性 ② 不在者財産管理人の善管注意義務の範囲 ③ 不在者財産管理人の損害賠償義務 ④ 不在者財産管理人の情報開示義務 ⑤ 不在者財産管理人の不在者本人に対する報告義務
----	--

解説

1 不在者財産管理制度と遺産分割の必要性

不在者財産管理制度は

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1 23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 大阪支社 〒540-0037 大阪府中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2014.2) 508501

